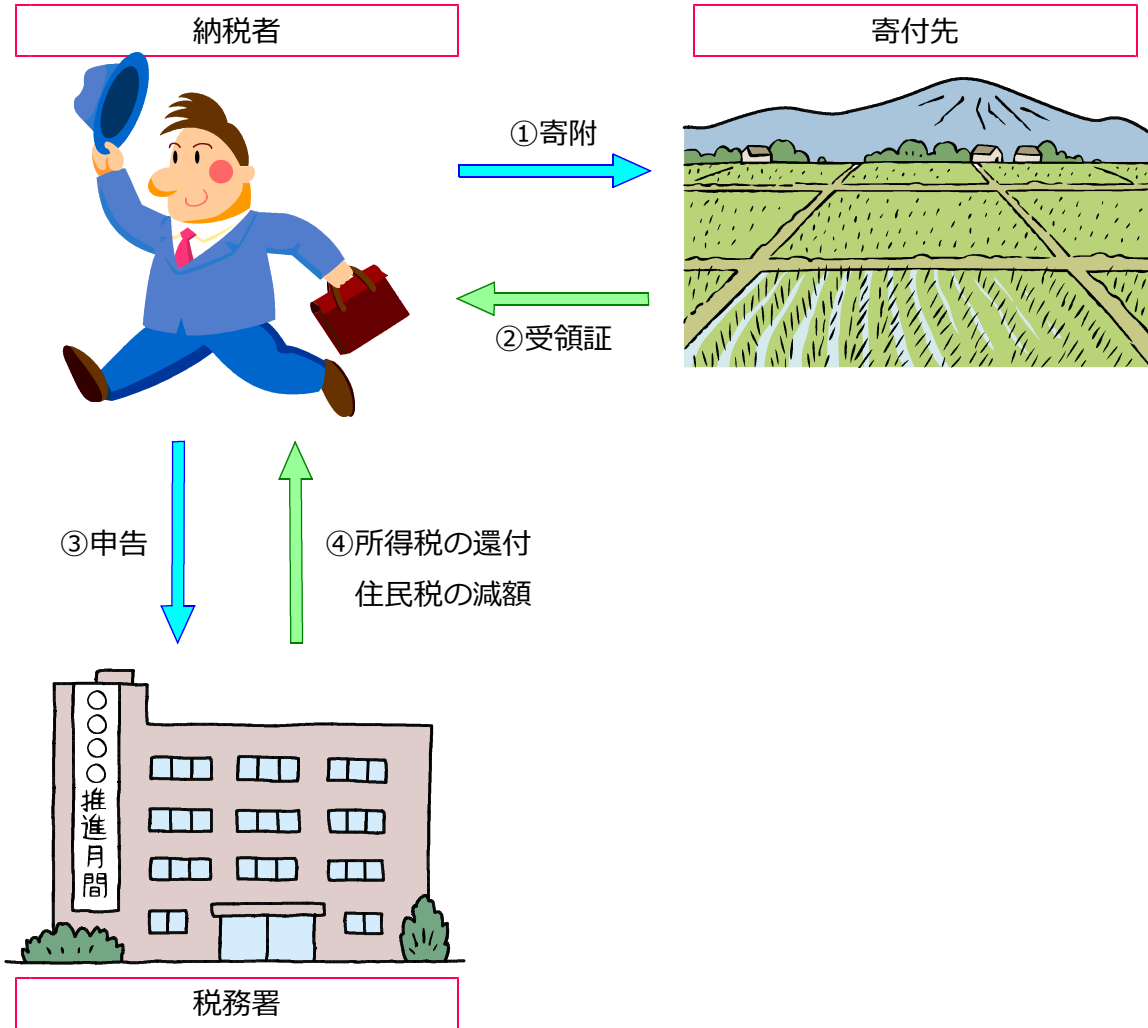
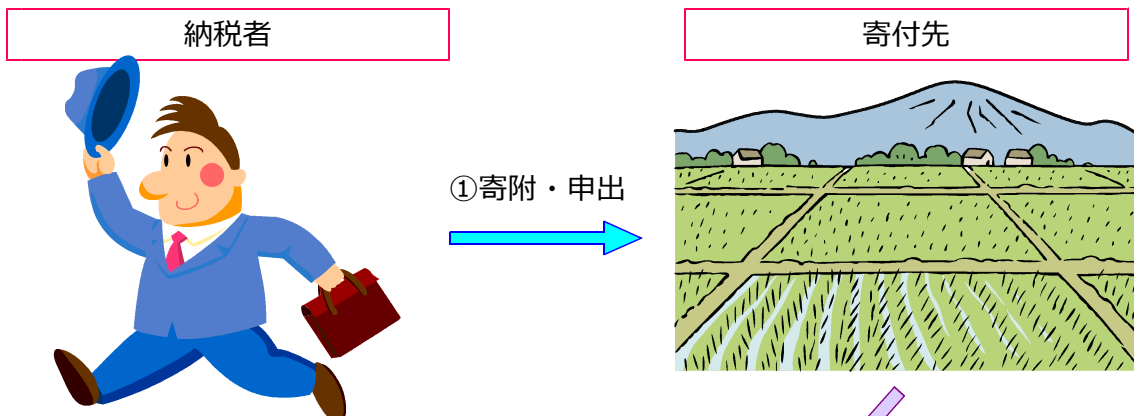


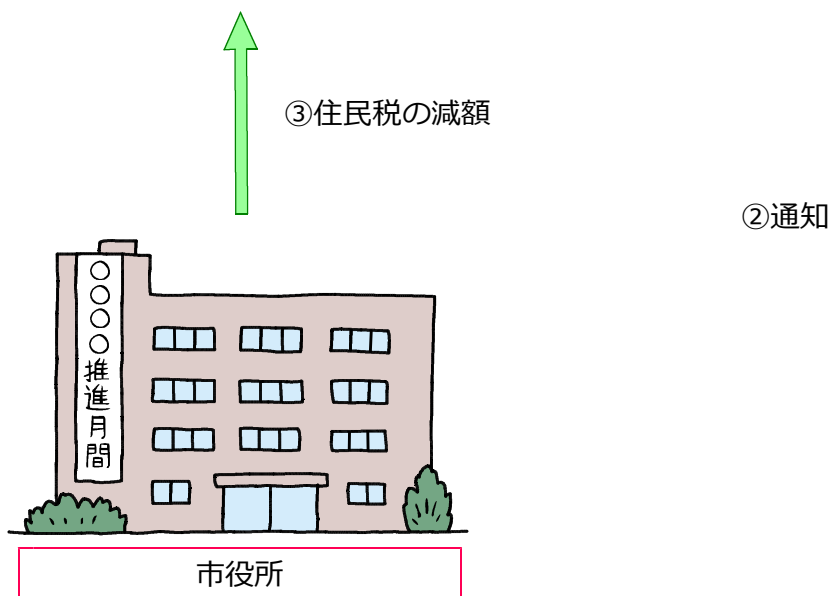
ふるさと納税ワンストップ特例制度について

- ◆平成27年度の税制改正により、平成27年4月1日以後に支出した地方公共団体に対する寄附金（ふるさと納税）については、寄附金を支払う際にこの制度の利用を申し出ることとで、所得税の確定申告をしなくても、所得税と市・県民税の両方について寄附金（税額）控除を受けた場合と同様の軽減措置が受けられるようになりました。
- ◆平成27年度まで



- ◆平成28年度から





- ★住民税の減額は、所得税について寄附金控除の申告をした場合の所得税の還付額や減税額に相当する金額を加算して行います。
- ★ただし、所得金額や所得控除額、寄附金額の多寡によっては、所得税の確定申告をした方が有利になる場合があります。詳しくは、課税課市民税班までお問い合わせください。

ふるさと納税ワンストップ特例制度をご利用する場合の注意点

- ◆この制度は、給与や公的年金等以外の収入がなく、所得税の確定申告をする必要がない方が利用できるものです。したがって、農業所得や営業所得のある方や、所得税の確定申告をする必要がない方が医療費控除やふるさと納税以外の寄附金控除などの適用を受けるために所得税の確定申告をする場合は、適用されません。
- ◆ふるさと納税ワンストップ特例制度をご利用できない方
 - 所得税の確定申告や市・県民税の申告をする方、する必要のある方
 - 6団体以上の地方公共団体に寄附をした方
- ◆ふるさと納税ワンストップ特例制度の申出をしたときの住所地と1月1日の住所地が異なる方は、1月10日までに寄付先の地方公共団体にその旨の届出が必要です。この届出がないと、ふるさと納税ワンストップ特例制度は適用されません。
- ◆ふるさと納税ワンストップ特例制度の適用がない場合でも、従来と同じように寄附金の受領証を添えて所得税の確定申告をすることで、所得税と住民税の両方で寄附金（税額）控除を受けることができます。

問い合わせ 課税課 TEL 0 4 3 - 4 4 3 - 1 1 1 6